

27神広監第11号
平成27年7月24日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 林 文子 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山 明子

監査委員職務執行者 斉藤 達也

平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する第233条第2項の規定により審査に付された平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

平成26年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計・後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算審査意見書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の対象

- (1) 一般会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書
- (2) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書
- (3) 財産に関する調書

第2 審査の期間

平成27年6月1日から平成27年7月24日まで

第3 審査の方法

平成26年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の審査に当たっては、監査実施計画書に基づき、決算計数が正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかといった点を検証するため、関係帳票類との照合等を行うとともに、必要に応じて関係職員に資料提出や説明を求め、さらに例月現金出納検査の提出資料も参考にして審査した。

第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められた。

歳入歳出予算の執行は、全体としては適正かつ効率的に施行されていると認められた。

第5 審査の概要

1 歳入歳出決算書及び同事項別明細書の審査

(1) 総括

ア 決算状況

平成26年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区分	予算現額	歳入	歳出	歳入歳出差引額	
総額	775,519,056,000	775,571,349,123	750,935,954,262	24,635,394,861	
内訳	一般会計	2,442,362,000	2,428,995,268	2,347,527,278	81,467,990
	後期高齢者医療特別会計	773,076,694,000	773,142,353,855	748,588,426,984	24,553,926,871

本年度は、予算現額 775,519,056,000 円に対し

歳入 775,571,349,123 円 (予算現額に対する割合 100.01%)

歳出 750,935,954,262 円 (予算現額に対する割合 96.83%)

差引額は 24,635,394,861 円 である。

イ 前年度との比較

決算収支の前年度との比較は、次表のとおりである。

決算収支年度別比較表

(単位：円・%)

区分	平成26年度	平成25年度	増減額	増減率	
歳入	775,571,349,123	727,277,352,085	48,293,997,038	6.64	
歳出	750,935,954,262	706,824,482,770	44,111,471,492	6.24	
歳入歳出差引額 A	24,635,394,861	20,452,869,315	4,182,525,546	20.45	
内訳	一般会計	81,467,990	205,520,957	△ 124,052,967	△ 60.36
	後期高齢者医療特別会計	24,553,926,871	20,247,348,358	4,306,578,513	21.27
翌年度に繰り越すべき財源 B	0	0	0	-	
内訳	一般会計	0	0	0	-
	後期高齢者医療特別会計	0	0	0	-
実質収支 C (=A-B)	24,635,394,861	20,452,869,315	4,182,525,546	20.45	
単年度収支 C - (前年度C)	4,182,525,546	12,140,648,351	△ 7,958,122,805	△ 65.55	

(注) 増減率については、小数点以下第3位を四捨五入している。

決算額を前年度と比較すると、歳入額は 48,293,997,038 円（6.64%）の増、歳出額は 44,111,471,492 円（6.24%）の増であった。

一般会計と後期高齢者医療特別会計を合わせた歳入歳出差引額は 24,635,394,861 円で、翌年度に繰り越すべき財源がないため、実質収支も同額となっている。

なお、この中には前年度の繰越額 20,452,869,315 円が含まれており、これを差し引いた単年度収支は 4,182,525,546 円となっている。

（２） 一般会計

ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

（単位：円・%）

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入済額との比較 C-A	収入未済額	不納欠損額	収入率 C/A	収入済額に係る構成比
分担金及び負担金	1,749,203,000	1,749,203,000	1,749,203,000	0	0	0	100.00	72.01
国庫支出金	227,368,000	216,864,771	216,864,771	△ 10,503,229	0	0	95.38	8.93
財産収入	351,000	194,199	194,199	△ 156,801	0	0	55.33	0.01
繰入金	259,818,000	256,950,833	256,950,833	△ 2,867,167	0	0	98.90	10.58
繰越金	205,521,000	205,520,957	205,520,957	△ 43	0	0	100.00	8.46
諸収入	101,000	261,508	261,508	160,508	0	0	258.92	0.01
計	2,442,362,000	2,428,995,268	2,428,995,268	△ 13,366,732	0	0	99.45	100.00

（注）収入率及び収入済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

収入済額は、2,428,995,268 円であり、前年度の 2,295,612,838 円に比べ、133,382,430 円（5.81%）の増であった。収入済額が増加した主な理由としては、繰入金が 252,257,951 円増加したためである。

予算現額（2,442,362,000 円）に対する収入率は 99.45%である。

また、収入未済額及び不納欠損額は 0 円である。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A - (B+C)	執行率 B/A	支出済額 に係る 構成比
議 会 費	1,452,000	984,820	0	467,180	67.83	0.04
総 務 費	2,430,909,000	2,346,542,458	0	84,366,542	96.53	99.96
民 生 費	1,000	0	0	1,000	0.00	0.00
予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00	0.00
計	2,442,362,000	2,347,527,278	0	94,834,722	96.12	100.00

(注) 執行率及び支出済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

支出済額は、2,347,527,278 円であり、前年度の 2,090,091,881 円に比べ、257,435,397 円 (12.32%) の増であった。支出済額が増加した主な理由としては、総務費が 257,446,506 円増加したためである。

予算現額 (2,442,362,000 円) に対する執行率は 96.12% であり、翌年度に繰り越すべき額は 0 円であったため、94,834,722 円が不用額となった。

総務費の主な内訳は、電算システム関係費 579,786,675 円、資格管理事業費 366,259,953 円、広域連合事業費負担金 332,132,242 円、医療費適正化事業費 322,874,198 円、給付関係事業費 233,476,722 円、高齢者医療管理費 208,046,548 円であり、これらで総務費の 87.05% を占めている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入済額との比較 C-A	収入未済額	不納欠損額	収入率 C/A	収入済額に係る構成比
市町村支出金	150,560,831,000	149,716,531,670	149,716,531,670	△ 844,299,330	0	0	99.44	19.36
国庫支出金	212,168,983,000	222,741,274,062	222,741,274,062	10,572,291,062	0	0	104.98	28.81
県支出金	60,465,885,000	57,264,677,000	57,264,677,000	△ 3,201,208,000	0	0	94.71	7.41
支払基金交付金	323,550,603,000	314,861,120,212	314,861,120,212	△ 8,689,482,788	0	0	97.31	40.72
特別高額医療費共同事業交付金	230,621,000	199,223,923	199,223,923	△ 31,397,077	0	0	86.39	0.03
財産収入	1,150,000	344,062	344,062	△ 805,938	0	0	29.92	0.00
繰入金	5,368,257,000	7,225,570,949	7,225,570,949	1,857,313,949	0	0	134.60	0.93
繰越金	20,247,349,000	20,247,348,358	20,247,348,358	△ 642	0	0	100.00	2.62
県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	△ 1,000	0	0	0.00	0.00
諸収入	483,014,000	1,030,600,199	886,263,619	403,249,619	144,336,580	0	183.49	0.11
計	773,076,694,000	773,286,690,435	773,142,353,855	65,659,855	144,336,580	0	100.01	100.00

(注) 収入率及び収入済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

収入済額は、773,142,353,855 円であり、前年度の 724,981,739,247 円に比べ、48,160,614,608 円(6.64%)の増であった。収入済額が増加した主な理由としては、国庫支出金が 16,257,570,049 円、繰越金が 12,243,162,719 円、支払基金交付金が 8,913,506,212 円、市町村支出金が 6,332,320,069 円増加したためである。

予算現額(773,076,694,000 円)に対する収入率は 100.01%である。

また、収入未済額は 144,336,580 円で、雑入(第三者納付金及び返納金)において発生している。

不納欠損額は 0 円である。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A - (B+C)	執行率 B/A	支出済額 に係る 構成比
保 険 給 付 費	744,074,157,000	719,805,503,962	0	24,268,653,038	96.74	96.16
特別高額医療費 共同事業拠出金	230,621,000	175,267,555	0	55,353,445	76.00	0.02
保 健 事 業 費	2,186,125,000	2,153,150,346	0	32,974,654	98.49	0.29
基 金 積 立 金	13,346,734,000	13,345,954,766	0	779,234	99.99	1.78
公 債 費	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00	0.00
諸 支 出 金	13,229,057,000	13,108,550,355	0	120,506,645	99.09	1.75
計	773,076,694,000	748,588,426,984	0	24,488,267,016	96.83	100.00

(注) 執行率及び支出済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

支出済額は、748,588,426,984 円であり、前年度の 704,734,390,889 円に比べ、43,854,036,095 円(6.22%)の増であった。支出済額が増加した主な理由としては、保険給付費が 26,431,109,229 円、基金積立金が 10,738,076,997 円、諸支出金が 7,064,900,375 円増加したためである。

予算現額(773,076,694,000 円)に対する執行率は 96.83%であり、翌年度に繰り越すべき額は 0 円であったため、24,488,267,016 円が不用額となった。

保険給付費の内訳は、療養給付費等(療養給付費、療養費等、高額療養費、高額介護合算療養費) 715,544,385,831 円、審査支払手数料 1,945,318,131 円、葬祭費 2,315,800,000 円である。

2 実質収支に関する調書の審査

(1) 様式及び計数の審査

審査に付された実質収支に関する調書は、適法に作成されており、記載された金額は正確であると認められた。

ア 一般会計

実 質 収 支 額

(単位：千円)

歳入歳出差引額 (形式収支) A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A - B
	継 続 費 逡次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
81,468	0	0	0	81,468

イ 後期高齢者医療特別会計

実 質 収 支 額

(単位：千円)

歳入歳出差引額 (形式収支) A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A - B
	継 続 費 逡次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
24,553,927	0	0	0	24,553,927

(注) 「歳入歳出差引額(形式収支)」の額は、千円未満の端数を四捨五入した歳入総額と歳出総額の差を記載している。

(2) 繰越しの適否及び繰越財源の確認

予算の繰越しはない。

3 財産に関する調書の審査

広域連合事務局において、平成26年度中に公有財産、重要な物品及び債権の取得はなかったため、該当する財産はない。

基金のうち、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金は、後期高齢者医療特定期間内の財政の均衡を図るために設置されたものである。平成26年度末の現在高は9,038,203,285円となっている。

後期高齢者医療制度臨時特例基金は、被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者の保険料減額、後期高齢者医療制度に関する説明会の開催及び周知広報並びにきめ細やかな相談を実施するための体制整備を行い、制度の円滑な運営を図ることを目的とするものである。平成26年度末の現在高は564,391,532円となっている。

財政調整基金は被保険者証の一斉更新業務を行うための臨時的経費が2年毎に必ず発生するところ、この経費については市町村負担金に上乘せすることから、隔年で負担金が大幅に増減してしまうため、各年度の共通経費の平準化と安定した財政運営を目的として平成24年度に設置されたものである。平成26年度末の現在高は、470,591,034円となっている。

後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金

区 分	平成 2 5 年度末 現在高 A (H26. 3. 31現在)	決算年度中増減額 B		平成 2 6 年度末 現在高 A + B (H27. 3. 31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	3,304,527,211	5,733,676,074		9,038,203,285
		9,038,203,285	△ 3,304,527,211	

後期高齢者医療制度臨時特例基金

区 分	平成 2 5 年度末 現在高 A (H26. 3. 31現在)	決算年度中増減額 B		平成 2 6 年度末 現在高 A + B (H27. 3. 31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	184,295,622	380,095,910		564,391,532
		4,307,751,481	△ 3,927,655,571	

財政調整基金

区 分	平成 2 5 年度末 現在高 A (H26. 3. 31現在)	決算年度中増減額 B		平成 2 6 年度末 現在高 A + B (H27. 3. 31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	520,982,916	△ 50,391,882		470,591,034
		199,608,118	△ 250,000,000	

意見

平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計における決算審査の状況については以上のとおりである。

平成26年度決算に係る審査を行った結果、広域連合事務局は所管の事務事業について法令等を遵守し、全体としては適正かつ効率的に処理されていると認められた。

会計別に見てみると、一般会計においては、予算総額が24億4,236万2千円、歳入歳出差引残額が8,146万7,990円となった。これは、歳入については、市町村からの分担金及び負担金などを概ね予算どおりに収入したが、歳出については、一般競争入札の積極的な活用等、事務的経費の効率的な執行に努めた結果、総務費の高齢者医療関係費等の支出が予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

後期高齢者医療特別会計においては、予算総額が7,730億7,669万4千円、歳入歳出差引残額が245億5,392万6,871円となった。これは、歳入については、被保険者の方々が納付する保険料納付金等を概ね予算どおり収入したが、歳出については、療養給付費等の支出が予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

なお、特別会計歳入について、医療機関等返納金や負担割合相違返納金等に1億4,433万6,580円の収入未済額が発生している。医療機関に対する適正指導及び被保険者間の負担の公平性を確保するためにも、引き続き返納金の徴収に努めるのはもとより、さらに効果的な対応策を講じ、速やかな回収を図られたい。

本年1月の社会保障制度改革推進本部で決定された医療保険制度改革骨子には、医療費適正化や負担の公平化、また保険料軽減特例の段階的縮小、高齢者の特性に応じた保健事業の実施など、後期高齢者医療にも大きく影響する事項が含まれているところであるが、高齢化のより一層の進行、高度先端医療の普及などにより、今後も厳しい財政運営が続くことが予想される。

そのような状況の中で神奈川県後期高齢者医療広域連合としては、被保険者の方々が安心して医療サービスを受け続けることができるよう、国、県及び市町村との連携、協力を今まで以上に図りながら、現制度の安定した運営を実施するため、今後とも積極的な歳入の確保に努めるとともに、事業の執行に当たっては限りある財源を有効に活用し、歳入歳出両面についての改善を図り、規律ある財政運営を図られたい。